

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案新旧対照条文

○基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

（下線部分は改正部分）

変更案						現 行							
第2 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることができる放送番組の数）の目標 1 (略) 2 国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標 (1) 地上基幹放送（デジタル放送）						第2 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることができる放送番組の数）の目標 1 (略) 2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標 (1) 地上基幹放送（デジタル放送）							
基 幹 放 送 の 区 分			放送対象地域			基 幹 放 送 の 区 分			放送対象地域				
テ	高	協会の	総合	広域	関東広域圏	1	テ	高	協会の	総合	広域	関東広域圏	1
レ	精	放送	放送	放送	(注1)		レ	精	放送	放送	放送	(注1)	
ビ	細			県域	関東広域圏	放送対象地	ビ	細			県域	関東広域圏	放送対象地
ジ	度			放送	に属する県	域ごとに1	ジ	度			放送	に属する県	域ごとに1
ョ	テ				を除く道府		ョ	レ				を除く道府	
ン	レ				県の各区域		ン	ビ				県の各区域	
放	ジ				(注1)		放	ジ				(注1)	
送	ョ						送	ョ					
(ン						(ン					
有							有						

放送を含む放送
料放送を行うものを除く。
)

--	--	--	--	--

(注1) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県（平成24年4月1日以降については、茨城県、栃木県及び群馬県）を含まないものとする。

(注2) (略)

イ・ウ (略)

(2)～(5) (略)

放送を含む放送
料放送を行うものを除く。
)

--	--	--	--	--

(注1) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県は含まないものとする。

(注2) (略)

イ・ウ (略)

(2)～(5) (略)